2　法第八十条の三第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての厚生労働大臣の証明書で、その者が同条第一項に規定する医療機関の開設者であること及び当該登記に係る建物がその者の同項に規定する再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な建物であること並びに当該再編計画に係る同項に規定する再編計画の認定の日及び当該建物の建築をした日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十一条の四の二の次に次の一条を加える。

（居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減を受けるための手続）

第三十一条の四の三　法第八十三条の二の二の規定の適用を受けようとする者が、申請により登記を受けようとする場合には、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、当該登記に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得が同条に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づくものであること並びに当該居住誘導区域等権利設定等促進計画に係る都市再生特別措置法第百九条の九の規定による公告があつた日及び当該取得の日の記載があるものを添付しなければならない。

2　法第八十三条の二の二の規定の適用を受けようとする者が、市町村長の嘱託により登記を受けようとする場合には、市町村長に対する登記の嘱託の請求書に同条の規定の適用を受けようとする旨を記載し、当該登記の嘱託書に前項の市町村長の証明書を添付して当該登記の嘱託をすべき旨の請求をしなければならない。

第三十七条の四の九を第三十七条の四の十とし、第三十七条の四の八の次に次の一条を加える。

（輸出酒類販売場に係る電磁的記録に記録された事項に関する消費税法施行規則の規定の準用）

第三十七条の四の九　消費税法施行規則第二十七条の二の規定は、法第八十七条の六第十一項において準用する消費税法第五十九条の二第一項に規定する電磁的記録に記録された事項について準用する。この場合において、同令第二十七条の二中「令第七十一条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第二項に規定する」と、「第七条第三項、第十条の六第三項又は第十五条の四第四項」とあるのは「租税特別措置法施行規則第三十七条の四の四第一項において準用する第七条第三項」と、「法」とあるのは「同法第八十七条の六第十一項において準用する法」と読み替えるものとする。

2　消費税法施行規則第二十七条の三の規定は、法第八十七条の六第十一項において準用する消費税法第五十九条の二第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同令第二十七条の三中「法第五十九条の二第一項」とあるのは、「租税特別措置法第八十七条の六第十一項において準用する法第五十九条の二第一項」と読み替えるものとする。

第四十条の二第一項中「第五十一条の二第一項第一号に規定する」を「第五十一条の二第一項第一号イに規定する乗用自動車で」に、「乗用自動車」を「もの」に改め、同項第一号中「次項第一号」を「以下この条」に改め、同項第二号中「次項第二号」を「以下この条」に改め、「第十一項第二号並びに」を削り、「第三条に規定する十・十五モード燃費値が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値」を「第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第四項第二号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百」に、「第三項」を「第六項」に、「第四十条の四第九項」を「第四十条の四第十項」に改め、同条第四項中「第五十一条の二第二項」を「第五十一条の二第二項第二号」に、「第一条第一号」を「第一条第一項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第五十一条の二第二項第一号」に、「自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号及び第三号」を「エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第五十一条の二第一項第二号に規定する」を「第五十一条の二第一項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下の貨物自動車で」に、「貨物自動車」を「もの」に改め、同項第二号中「及び次項」を「並びに第六項及び第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4　施行令第五十一条の二第一項第二号に規定する石油ガス自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証においてその旨及び第六項に定める方法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないことが明らかにされていること。

5　施行令第五十一条の二第一項第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。第九項及び第十項並びに第四十条の四第三項第一号及び第十一項において「適用関係告示」という。）第二十八条第百六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第四十条の四において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6　施行令第五十一条の二第二項第一号に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項及び第八項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第一項第三号に掲げる方法とする。

第四十条の二第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第五十一条の二第一項第一号ロに規定する乗用自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　燃費評価実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証においてその旨並びに第六項及び第七項に定める方法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないことが明らかにされていること。

第四十条の二に次の二項を加える。

9　施行令第五十一条の二第二項第四号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた石油ガス自動車に係る排出ガス保安基準で財務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。